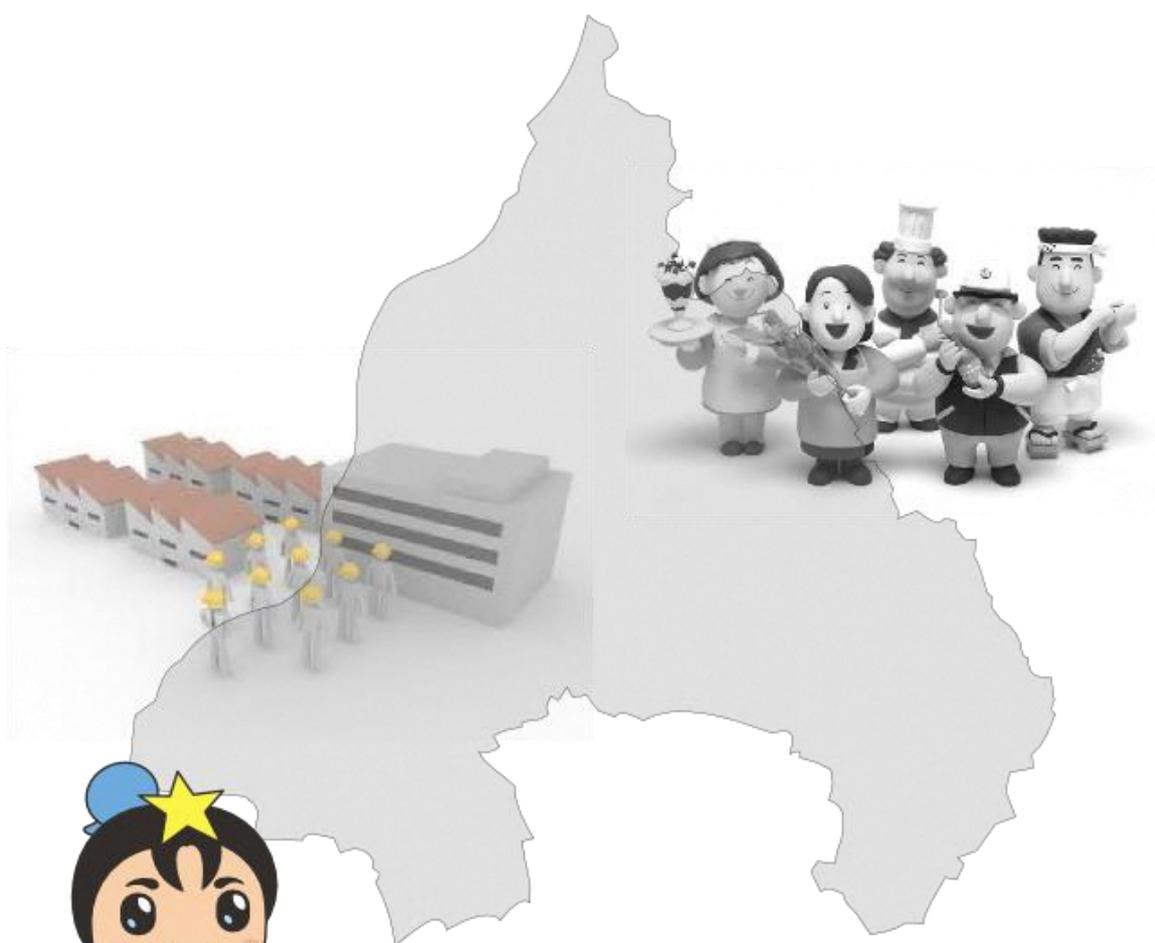


令和2年度(2020年度)

「枚方市産業施策の概要」

事業者向け施策パンフレット



枚方市 ひこぼしくん

枚方市 観光にぎわい部
商工振興課

目的

(平成 22 年 10 月 1 日施行)

第 1 条 この条例は、京阪奈の結節点としての潜在力を持つ枚方市における産業の振興が地域の経済及び社会の活性化に果たす役割の重要性を踏まえ、産業振興に関する基本的な事項を定めることにより、次代の産業を担い、支える人づくりを促進するとともに、産業の基盤の安定及び強化並びにその健全な発展を促進し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

定義

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- ② 経済団体 商工会議所、商店会、農業協同組合その他の市内の産業の振興にかかわる団体をいう。
- ③ 中小企業者 個人経営に近い小規模企業者、零細企業と呼ばれるもの等、中規模以下の企業者をいう。
- ④ 商店街 市内において、小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいう。

基本方針

第 3 条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、経済団体、教育機関、研究機関及び市民が連携協力して推進するものとする。

2 前項に規定するもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。

- ① 商業については、事業者とくに中小企業者の持続的発展を基に、消費者にとっての魅力及び利便性を向上させる等、新たな顧客ニーズを開拓するとともに、交流とにぎわいの場を創出することにより、持続的な活性化を推進する。
- ② 工業については、事業者とくに中小企業者の持続的発展を基に、企業団地等良好な操業環境の整備及び保全に努め、企業の立地及び設備投資を促すとともに、経営革新、技術革新等を通じて、新たな事業の創出及び事業の高度化を推進する。
- ③ 農業については、農地の保全と活用を図り、より安全で安心な農産物の供給及び地産地消を促進するとともに、農地の持つ多面的機能を生かした都市型農業の振興を推進する。
- ④ 観光については、観光資源の創出に努めるとともに、観光資源に関する魅力ある情報を市の内外に広く発信する等、観光事業を促進し、にぎわいを創出することにより、地域経済の活性化を推進する。

3 商業、工業、農業、観光等の各分野の枠組みを超えた取組により、枚方のブランド力を発信し、地域における人、物及び情報の交流並びに市産品の需要を拡大させる仕組みづくりを進め、新たな経済効果を創出するとともに、人づくりのネットワークの構築、インターンシップの拡充等を図り、次代の産業を担う人材の育成及び地域での雇用の確保を推進するものとする。

市の役割

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、事業者、経済団体等の活動と連携して、次に掲げる施策を実施するものとする。

- ① 商店街等地域商業の活性化のための施策
- ② 地域工業の活性化のための施策
- ③ 中小企業者の発展に向けた施策
- ④ 農地の保全と活用を図り、農業の魅力を高めるための施策
- ⑤ 農業への理解を深め、多面的な機能を活用する施策
- ⑥ 観光の活性化のための施策
- ⑦ 伝統産業を支援するための施策
- ⑧ 事業者の経営基盤を安定させるための施策
- ⑨ 産業を担う人材育成及び雇用の確保のための施策
- ⑩ 産学公民の連携及び交流を促進するための施策
- ⑪ 商業、工業、農業、観光等の各分野の連携及び交流を促進するための施策
- ⑫ 勤労者の福利厚生の上昇を図るための施策

2 市は、前項に規定する施策を実施するほか、産業振興の推進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

事業者等の役割

第5条 事業者は、地域の発展及び安全の確保、環境との調和等に向けた地域貢献活動により市民生活の向上に配慮するとともに、自らの創意工夫により、経営基盤の安定及び強化を図り、経営革新、技術革新等の推進、雇用の確保、人材の育成及び福利厚生の充実に努めるものとする。

2 事業者は、商工会議所、商店会、商店会の事業の共同化のための組織及びその連合会に積極的に加入するよう努めるとともに、市又は経済団体が行う産業振興及び地域活性化に資する事業に積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

3 商店街において事業活動を行う者は、その地区の経済団体が、地域のにぎわいやもてなしの場を創出する事業を実施するときは、その事業に協力するよう努めるものとする。

4 経済団体は、事業者の事業活動を支援し、主体的に、又は市と連携して、産業振興及び地域活性化に資する施策を積極的に実施するよう努めるものとする。

市民の理解と協力

第6条 市民は、産業の振興が自らの生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与することについて理解し、産業振興に向けた施策等に協力するよう努めるものとする。

【枚方市の基礎情報】

人口： 400,409 人 世帯数：181,806 世帯（令和2年4月）

面積：65.12 平方キロメートル（令和2年4月）

全事業所数：10,074 事業所

全従業者数：120,556 人

（製造業） 事業所数：534 事業所

従業者数：18,894 人

（小売業） 商店数：2,052 商店

従業者数：20,054 人

※「平成28年経済センサス-活動調査」より

～目次～

□ 補助金・税制優遇制度

<工業>

1. 地域産業基盤強化奨励金・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
2. 大阪府の企業立地優遇制度について・・・・・・・・・・P 2
3. 住工共生環境対策支援事業補助金・・・・・・・・・・P 3
4. 先端設備等導入計画に係る認定について・・・・・・・・P 4
5. 地域未来投資促進法に基づく「大阪府枚方市基本計画」について・・・P 5

<商業>

6. 商店街等活性化促進事業補助金・・・・・・・・・・P 6

<融資>

7. 枚方市小企業事業資金融資信用保証料補給金・・・・・・・・P 8
8. 大阪府開業資金融資信用保証料補給金・・・・・・・・P 8

□ 事業経営・就労に関する相談

1. 枚方市立地域活性化支援センター・・・・・・・・・・P 9
2. 枚方市地域就労支援センター・・・・・・・・・・P 10

□ 各種届出等

1. 大規模小売店舗立地法の届出について・・・・・・・・・・P 11
2. 小売商業店舗の出店に係る届出について・・・・・・・・P 11
3. 工場立地法に係る届出について・・・・・・・・・・P 11
4. 地域貢献活動報告（計画）書について・・・・・・・・P 12
5. 商店街等整備計画等の認定について・・・・・・・・P 12
6. 合同企業就職面接会について・・・・・・・・・・P 12

補助金・税制優遇制度

<工業>

1. 地域産業基盤強化奨励金

【事業内容】

産業集積地域で操業を行う企業等に対して、新たに取得した土地・家屋・償却資産について固定資産税額の2分の1に相当する額を3年間補助します。

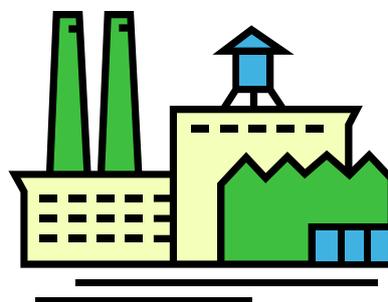
【補助限度額】

なし（但し、最低投資金額があります）

大企業 1億円、中小企業 3,000万円

【補助率】

対象物件に係る固定資産税額の2分の1相当額（3年間）



【補助対象者】

枚方市内で製造業（日本標準産業分類による）を営む事業者

【補助対象地域】

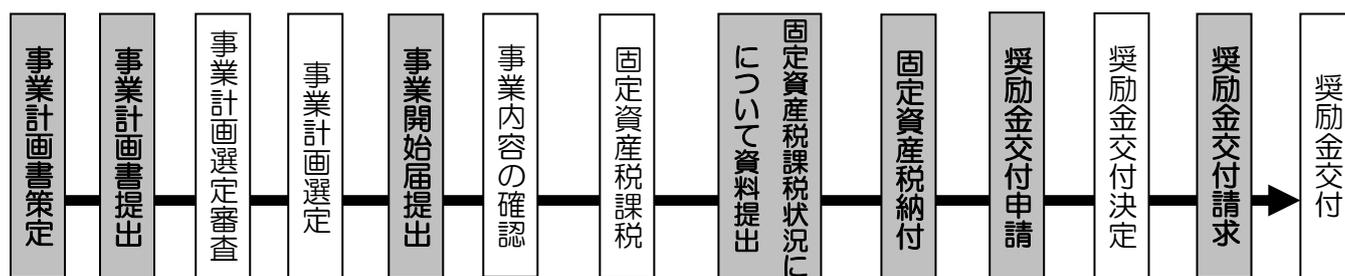
- ①工業専用地域：枚方企業団地地区・大阪紳士服団地地区・中南部工業専用地域地区
- ②工業地域：中部工業地域地区、堂山東工業地域地区、中南部工業地域地区、出口・中振工業地域地区
- ③準工業地域（地区計画策定区域及び建築協定認可区域に限ります。）：
津田サイエンスヒルズ地区、鉄工塗装団地招堤大谷地区、茄子作南・茄子作高田地区

【事業計画書の提出】

対象物件の契約や発注前に所定の事業計画書等を商工振興課に提出してください。

事業計画書の提出前に契約や発注、納品、支払等を行った物件は、この奨励金の対象となりません。

※但し、土地に関しては取得後1年未満であれば対象となります。



2. 大阪府の企業立地優遇制度について

【内容】

大阪府内で工場・研究開発施設等を新築もしくは増改築する際に、一定の要件を満たす場合は、大阪府企業立地促進制度（企業立地促進補助金、産業集積促進税制等）がご利用になれます。詳細は以下に記載の大阪府の担当窓口にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 国際ビジネス・企業誘致課
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 25 階
TEL 06-6210-9406、06-6210-9482
FAX 06-6210-9296
URL <http://www.pref.osaka.lg.jp/ritchi/treatment/index.html>



3. 住工共生環境対策支援事業補助金

ものづくり企業（中小企業者）の「騒音・振動・臭気」を低減する設備導入等を支援します。

対象者

- (1) 主として製造業（日本標準産業分類）を営む中小企業者であること
- (2) 本市の工業専用地域、工業地域、準工業地域で工場等を操業していること
- (3) 近隣住民又は騒音等の影響を受けていると考えられる者（営利法人は除く。）から、騒音等に関する苦情申立てを受けていること
- (4) 騒音等の影響を強く受ける測定地点における騒音等の測定結果がそれぞれ騒音規制基準値、振動規制基準値又は悪臭規制基準値以内であること。
- (5) 市税を滞納していないこと

※「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業です。製造業の場合は、①資本金の額または出資の総額が3億円以下、もしくは②常時使用する従業員の数が300人以下のいずれかを満たすこと。

※「工場等」とは、製品の製造、加工又は組立てを行う施設及び技術開発、製品開発又は商品開発を行う施設です。

対象事業

騒音、振動又は臭気を防止若しくは軽減する設備（製造工程等形成施設を除く）を新規購入若しくは改修又は建物の改修等を行う事業

※「製造工程等形成施設」とは製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）を形成する機械又は装置です。

対象経費

対象事業に係る経費のうち工事費、備品購入費、調査費 ※中古品・リースは除きます。

補助金額

対象経費の2分の1（千円未満の端数切り捨て・上限は500万円）

他の団体等が実施する同様の補助制度等を利用される場合にあっては、当該補助制度等により交付を受けた金額を差し引いた額になります。

事業計画書の提出

事業着手前（工事着工前・購入前）に、申請いただく必要がありますので、必ず事前にご相談ください。詳細については、商工振興課にお問い合わせください。

その他

予算額に達した場合は終了となりますのでご注意ください

募集要項はホームページに掲載しています。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000017649.html>

4. 先端設備等導入計画にかかる認定について

枚方市は、生産性向上特別措置法に基づき「導入促進基本計画」を策定し、平成30年6月に国の同意を得ました。これにより、中小企業者が本市の「導入促進基本計画」の内容に沿って策定する「先端設備等導入計画」の認定を行います。認定を受けた中小企業者は、固定資産税の特例などの支援措置を受けることができます。

【認定を受けられる「中小企業者」】

本制度の前提となる「先端設備等導入計画」の認定を受けられる中小企業者は、会社（会社法上の会社（有限会社を含む）および士業法人）および個人事業者等です。（中小企業等経営強化法第2条第1項に定める「中小企業者」が該当）

【「先端設備等導入計画」の認定について】

<主な要件>

- ・計画期間：3年間（36か月）・4年間（48か月）・5年間（60か月）のいずれか
- ・計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で、労働生産性が年平均3パーセント以上向上すること
- ・計画内容：国の「導入促進指針」および市の「導入促進基本計画」に適合するものであること
- ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- ・認定経営革新等支援機関において事前確認を行った計画であること

<減価償却資産の種類>

機械装置、測定工具および検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア、事業用家屋、構築物
※固定資産税の特例措置の対象となる設備はさらに一定の条件が加わります。
※先端設備等については、「先端設備等導入計画」の認定後に取得すること。
※税制支援を受けられる認定期間は、令和3年3月31日までですが、今後、国において適用期限の2年間延長（令和5年3月31日まで）が予定されています。（令和2年6月時点）

【税制支援について】

中小事業者等が適用期間内に、本市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間にわたってゼロに軽減されます。

制度の詳細および申請手続きについては市ホームページにてご確認下さい。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000019698.html>

5. 地域未来投資促進法に基づく「大阪府枚方市基本計画」について

地域未来投資促進法に基づき、枚方市と大阪府が共同で策定した「大阪府枚方市基本計画」について、令和元年6月28日付けで国の同意を得ました。これにより、枚方市において地域経済牽引事業（※）を行う事業者は、大阪府知事の承認を受けると、設備投資に対する減税措置などの支援措置を受けることが可能となります。

（※）「地域経済牽引事業」とは、地域の特性（産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた特性）を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業のこと。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること】

- ①枚方市の生産用機械器具製造業をはじめとする機械器具製造業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②枚方市の医療系大学、総合病院、福祉施設等の集積を活用した医療・ヘルスケア分野

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分：6,916万円超

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 売上：1%以上増加
- 雇用者数：2%以上増加
- 雇用者給与等支給額：2%以上増加

計画の対象区域と適用期間

鳥獣保護区などを除く市域全域を対象。期間は令和6年（2024年）度末日まで。

主な支援措置

○税制による支援措置

- ・課税の特例：先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置
- ◇機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除
- ◇建物等：20%特別償却、2%税額控除
- ※その他支援措置：「予算による支援措置」「金融による支援措置」「情報に関する支援措置」「規制の特例措置等」など。

枚方市 HP <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000024723.html>

経済産業省 地域未来投資促進法 https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

国税庁 税制優遇 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5436.htm>

大阪府 地域未来投資促進法について

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/syokosomu-newstotics/tiikimirai.html>

<商業>

6. 商店街等活性化促進事業補助金

【補助対象者】

- ① 中小企業等協同組合法に定める事業協同組合及び事業協同小組合
- ② 商店街振興組合法に定める商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- ③ 市長が適当と認める商店組織



I. オンリーワン商店街創造事業

【対象となる事業】 中長期的に集客を確保し、商店街等の活性化又は再生を図ることを目的とする、次の(1)、(2)のどちらか、また両方の事業（(1)当該商店街等の独自性あるイベントの実施 (2)地域資源の活用や地域課題の解決に資する事業）

（※新たな事業に取り組むための調査等委託も含む）

【補助限度額】 1年目 150万円、2年目 100万円、3年目 50万円、4年目以降は補助対象外

（※新たな事業に取り組むための調査委託については1年のみで30万円を上限とします。）

【補助率】 補助対象経費の2分の1

※ 現在、オンリーワン商店街創造事業の補助金を受けていて、令和2年度時点で事業開始4年目以降となる事業は補助対象となりません。

II. 商店街 PR ソフト事業（旧魅力発信事業）

【対象となる事業】 ホームページの作成や会員店舗を紹介した冊子の発行など、商店街自体を効果的にPRするもの。（※ イベントの告知に係るものは除きます。）

【補助限度額】 50万円

【補助率】 補助対象経費の2分の1

III. 共同設備等ハード整備事業（旧共同設備等整備事業）

【対象となる事業】 商店街等の魅力を高めるための共同設備等の設置又は補修を行う事業

【補助限度額】 100万円

【補助率】 補助対象経費の2分の1

IV. 街路灯電気代補助事業

【対象となる事業】 商店街等の安全・安心の確保及び魅力の向上のために街路灯を維持管理する事業に対し、商店街が負担する電気代を補助。

【補助率及び限度額】 補助対象経費の10分の9（ただし前年に支払った街路灯電気料金の内、対象経費と認められる電気料金の金額が上限額となります。）

V. 商店街共同活性化事業 <平成30年度新設>

【対象となる事業】市内の2以上の商店街(会)や商店街(会)と近接する大型店舗が協働で主催・実施し、新たな企画で行う商店街活性化のイベント等に取り組む事業

【補助限度額】 50万円 【補助率】 補助対象経費の2分の1(3年度目までを補助対象とします。)

VI. 空き店舗活用事業 <平成30年度新設>

【対象となる事業】空き店舗に店舗を誘致する事を目的としたチャレンジショップやコミュニティ施設運営やPR等に取り組む事業

【補助限度額】

1年度目 120万円。施設の設置に係る工事費(ハード)と施設の運営に係る広告宣伝費、委託料、謝金(ソフト)が補助対象。

2年度目 60万円。当該施設の運営に係る費用(ソフト)のみが補助対象。

(2年度目までを補助対象とします。)

【補助率】 補助対象経費の2分の1

7. 枚方市小企業事業資金融資信用保証料補給金

【事業内容】

枚方市小企業事業資金融資（大阪府市町村連携型融資）を受けた事業者を対象に、融資に係る信用保証料を10万円まで補給します。

【補助限度額】

10万円

【補助対象者】

市内において、原則として同一場所で6か月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を証することができる小規模事業者で、「枚方市小企業事業資金融資」を利用した方

※枚方市小企業事業資金融資については、市ホームページにてご確認ください。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000003459.html>

8. 大阪府開業資金融資信用保証料補給金

【事業内容】

大阪府制度融資「開業サポート資金」の融資を受け、市内で開業した事業者を対象に、融資に係る信用保証料を10万円まで補給します。

【補助限度額】

10万円

【補助対象者】

大阪府制度融資「開業サポート資金」の融資を利用した方

※大阪府制度融資「開業サポート資金」については、市ホームページにてご確認ください。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000003465.html>



事業経営・就労に関する相談

1. 枚方市立地域活性化支援センター

【主な事業内容】

経営相談

経営相談では、各分野の専門家や経験豊かな企業OBなどの相談員が、創業・経営等に関するあらゆるお悩みについて個別相談（無料）を行います。※予約制

ビジネスカフェ

経営者、創業希望者が集まるビジネスカフェ。市内のカフェ等を会場に気軽に創業に関する情報交換等を行います。

創業実践塾

創業実践塾はビジネスプランを具体化するためのステップを年間を通じて総合的に支援します。

インキュベートルーム

起業家や新しいビジネスに挑戦する人の事業化準備拠点として、経営面をサポートします。

事業者向けセミナー

経営革新、ものづくり現場改善、IT、地域資源活用など各種セミナーを実施しています。

貸会議室

各種会議、セミナー、面接等に幅広くお使いいただけます。保育室やパソコン研修室もあります。

【施設住所】 枚方市車塚1丁目1番1号（輝きプラザきらら 5階～7階）

【問い合わせ】 電話番号：050-7105-8080 FAX番号：072-851-5384

【開館時間】 月曜～土曜（午前9時から午後9時）※窓口受付終了は午後8時30分
日曜、祝・休日（午前9時から午後5時）※窓口受付終了は午後4時30分
休館日：年末年始（12月29日から1月3日）※施設の保守点検等により臨時休館する場合あり

《枚方市立地域活性化支援センターホームページ》

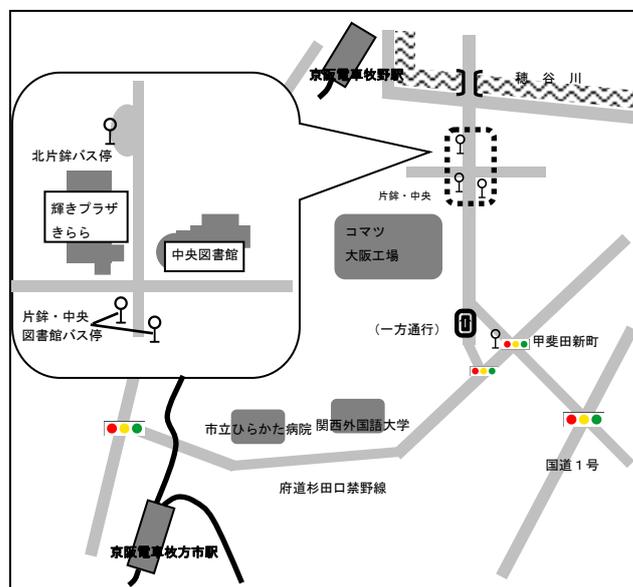
URL:<http://www.hirakata-kassei.jp/>

《ものづくり企業支援総合サイト》

枚方市の「ものづくり（製造業）」の
企業・技術・製品情報を掲載中！

取引拡大や新製品開発にご利用ください！

URL：<http://www.waza-kirara.jp/>



2. 枚方市地域就労支援センター

働く意欲がありながら、様々な理由で仕事に就くことができない人に対して、職業相談や就労に関する講座・セミナーの紹介などを行っています。相談内容は秘密厳守、無料ですのでお気軽にお越しください。※但し、職業紹介は行っておりません。

【主な相談事例】

- ① 職業に関する相談
- ② 母子家庭の母親・父子家庭の父親・障害者・若年者・中高年等の就労相談（応募書類の添削・面接アドバイス等）
- ③ 就労セミナー・講座等の実施・紹介
- ④ 各種ステップアップ事業への推薦

【相談場所】

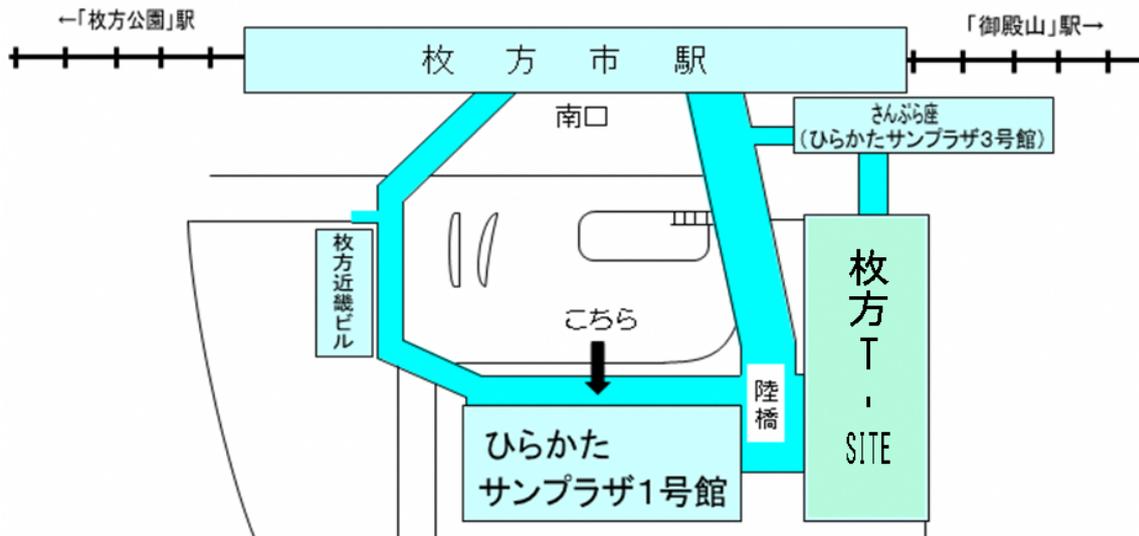
枚方市地域就労支援センター（NPO 法人枚方人権まちづくり協会内）
住所：枚方市岡東町12-1-502（ひらかたサンプラザ1号館5階）

【定例相談日】

月曜～水曜日・金曜日（午前9時から午後5時30分）
就労支援コーディネーターが相談にお応えします。
原則、予約制の個別面談となっておりますので事前にお申し込みください。

【問い合わせ・申し込み先】

地域就労支援センター（NPO 法人枚方人権まちづくり協会内）
電話番号：072-844-8788
FAX 番号：072-844-8799
<http://www.hirakata-jinken.com>



各種届出等

1. 大規模小売店舗立地法の届出

【届出概要】

大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗（店舗面積が1,000平方メートルを超えるもの）の立地によって生じる「周辺地域の生活環境への影響」について、店舗の設置者に対して配慮を求めめるための手続きを定めた法律です。

※大規模小売店舗を新設又は変更される場合は、地域貢献活動報告（計画）書のご提出を求めています。詳しくは、4. 地域貢献活動報告（計画）書に関する問い合わせ（P12）をご確認ください。
※平成25年1月1日から大阪府より大規模小売店舗立地法に基づく事務権限が移譲されたため、枚方市に対し、大規模小売店舗立地法に基づく届出が必要です。

2. 小売商業店舗の出店に係る届出

【届出概要】

店舗面積が200平方メートル以上1,000平方メートル以下の小売商業店舗を出店（新設又は増改築）するときには、枚方市小売商業店舗の出店に係る指導に関する要綱に基づき届出が必要です。

※小売商業店舗を新設又は増改築される場合は、地域貢献活動報告（計画）書のご提出を求めています。詳しくは、4. 地域貢献活動報告（計画）書に関する問い合わせ（P12）をご確認ください。

3. 工場立地法に係る届出

【届出概要】

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則等の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律です。

届出対象となる工場（特定工場）

製造業等（注1）に係る工場または事業場（注2）であって、一の団地内における敷地面積が9,000平方メートルまたは建築物の建築面積の合計が3,000平方メートル以上であるもの。

（注1）製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業または熱供給業

（注2）電気供給業に属する発電所で水力もしくは地熱を原動力とするものまたは太陽光を電気に変換するものを除く。

※特定工場を新設又は変更される場合は、地域貢献活動報告（計画）書のご提出を求めています。詳しくは、4. 地域貢献活動報告（計画）書に関する問い合わせ（P12）をご確認ください。

4. 地域貢献活動報告（計画）書について

【届出概要】

本市では、平成22年10月から「枚方市産業振興基本条例」を施行しており、事業者の皆様に対して、地域貢献活動や雇用の確保、商工会議所・商店会等への加入、産業振興及び地域活性化に資する事業への積極的な参加・協力などを求めています。本条例に基づき対象事業者の方には、店舗・工場の新設又は変更時等に任意で地域貢献活動報告（計画）書を提出していただきます。提出していただいた地域貢献活動報告（計画）書はホームページに掲載いたします。

【対象】

- ①大規模小売店舗立地法による届出の対象となる大規模小売店舗
- ②枚方市小売商業店舗の出店に係る指導に関する要綱による届出の対象となる小売商業店舗
- ③工場立地法による届出の対象となる特定工場

5. 商店街等整備計画等の認定について

【認定概要】

中小小売商業振興法に基づき、商店街振興組合など中小小売事業者等が作成する商店街整備、店舗の集団化、共同店舗等の整備などの高度化事業計画を市町村が認定するものです。

6. 合同企業就職面接会について

市内企業若者雇用推進事業

【事業概要】

市内の中小企業における人材不足の解消と若者の雇用促進を図るため、企業・求職者に対するセミナー、バスツアー、交流会の開催や合同説明会、合同面接会によるマッチング、早期離職防止の研修など、雇用・就労から定着まで、一貫した支援を行います。

今後も枚方市の産業振興をよろしく申し上げます☆

枚方市 ひこぼしくん



【問い合わせ先】

枚方市 観光にぎわい部 商工振興課

電話番号 : 072-841-1381

FAX番号 : 072-841-1278

メールアドレス : shokou@city.hirakata.osaka.jp